

○刑事訴訟法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九
附則四条（平成二八・六・一八までに施行）

第三三条（刑の言渡し、刑の執行猶予の言渡し）①

（略）

② 刑の執行猶予は、刑の言渡しと同時に、判決でその言渡しを
しなければならぬ。刑法第二五条の二第二項の規定により
保護観察に付する場合も、同様である。

第三四五条（無罪等の宣告と勾留状の失効、無罪、免訴、刑の免
除、刑の執行猶予、公訴棄却）第三三十八条第四号による場
合を除く。罰金又は料金の裁判の告知があつたときは、勾留
状は、その効力を失う。

第二四九条（刑の執行猶予取消しの手続）①（略）

② 刑法第二六条の二第二号の規定により刑の執行猶予の言渡
しを取り消すべき場合には、前項の請求は、保護観察所の長の
申出に基づいてこれをしなければならぬ。

第二四九条の二（同前）①（略）

② 前項の場合において、その請求が刑法第二六条の二第二号
の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶
予の言渡しを受けた者の請求があるときは、口頭弁論を経なけ
ればならぬ。

③―⑤（略）

第二五〇条の二（懲役又は禁錮の言渡し）即決裁判手続におい
て懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の
言渡しをしなければならぬ。